



弁護士法人デイライト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

今月の内容

- ベネッセの情報流出事件 問われる情報管理の方法
- 国家戦略特区の計画案の具体化進む 雇用特区の状況
- 事務所便り～セクハラ・パワハラ, 改正法セミナー開催
- 夏の便り～博多祇園山笠

●ベネッセの情報流出事件 問われる情報管理の方法

ベネッセコーポレーションの顧客情報が従業員により転売され、大量に他者に流出した事件が発生しました。今月に入って、マスコミは連日のように報道しています。

先日、顧客情報を売却した従業員は不正競争防止法違反により逮捕されました。当該従業員は容疑を認めているようです。

○ベネッセの法的責任

今回の件でベネッセがどのような法的責任を負うのでしょうか。

1 不法行為責任

ベネッセと契約を締結し、教材を購入していた顧客からすれば、住所や氏名、連絡先、子どもの年齢といった、自分や子どもの個人情報に意図せず外部に流出してしまったわけですね。

こうした個人情報は、個人情報の保護が注

目されるようになり、個人情報保護法制が整備された昨今では、法律上保護された利益と考えられています。

したがって、今回の事件により、顧客は情報を管理していたベネッセに対して、不法行為に基づく損害賠償請求を行うことが可能です。

過去の裁判例でも、個人情報をその人の意図しないところで他者に開示した場合に、損害賠償請求が認められています。

具体的に損害額がいくらになるかですが、1件当たり数万円程度になるかと思えます。

もっとも、今回の流出した情報件数は、報道によると2000万件超という規模ですので、たかだか数万円と高をくくることはできません。

ベネッセもすでにお詫び品や教材費の減額と言った対応を検討し、**200億円の支出**を準備しているとのこと。この数字はいかに今回の件が重大なものかを物語っています。

弁護士法人 デイライト法律事務所

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-1-1 福岡朝日ビル 7階

電話番号: 092-409-1068 FAX: 092-409-1069

e-mail: info@daylight-law.jp 電話受付時間: 平日午前9時～午後9時

事務所サイト www.daylight-law.jp 労働問題専門特化サイト www.fukuoka-roumu.jp



この記事についてのお問い合わせは西村までお気軽にどうぞ。



2 個人情報保護法に基づく責任

先ほどの不法行為責任は金銭面の話ですが、個人情報保護法により、ベネッセは顧客からの申し出があれば、取り扱う個人情報につき、以下の対応を行う必要があります。

まずは、漏洩した情報の速やかな回収を図る必要があります。もっとも、情報は一度流出してしまうと、完全に回収することは現実的には不可能です。なぜなら、情報というのは伝播性があり、物ではないからです。一度人の頭の中に入ってしまうと、それを消し去るのはいけませんし、誰から誰に渡ったという経路をすべて把握するのは至難の業です。

ただし、ベネッセとしても、場合によっては、情報を取得したり利用した者に対して、不正競争防止法に基づく情報の利用停止や損害賠償請求を行うことができますし、社会的な非難をこれだけ受ければ、ある程度調査を尽くすことが予想されます。

次に、顧客から個人情報の利用停止や削除を要請された場合には、個人情報保護法27条に基づき、ベネッセはこれに応じなければなりません。

流出した件数からすれば、こうした対応にもベネッセは時間と労力を費やすことになります。

○法的責任以外の影響

これまで述べてきた法的責任はもちろんですが、**今回の事件でベネッセは企業イメージを大きく損なっていました。**

今回のように一度マイナスイメージの報道がなされると、企業イメージは悪化し、それを改善することは非常に困難です。

それはベネッセのような大企業だけでなく、中小企業においても同じです。

なぜなら、近年はインターネットが急速に普及し、誰でも簡単に情報をインターネット上にアップすることができるからです。

今回の事件の影響の大きさを示すように、すでにベネッセには解約の申し出が3000件以上に上っているとのこと。解約に伴う営業損害も無視できないほど甚大です。

ベネッセは、自社の顧客情報という営業上極めて重要な情報＝**営業秘密**を奪われてしまったわけですから、持ち出した派遣従業員との関係では被害者の立場です。しかし、実際はそれではすまされない状況になってしまっています。

○問われる情報管理体制

今回の事件では、個人情報という顧客に関する情報が流出してしまったこともあり、大々的に報道されることになりました。

顧客情報は、企業にとっては他社との競争を優位にするに当たって、非常に重要な情報であり、営業秘密に当たります。

今回の事件から、**顧客情報をはじめとする営業秘密をいかにして管理していくかを考える必要がある**と私は考えています。

報道によると、今回ベネッセは大量の個人情報をグループ会社にて管理し、そこに派遣のシステムエンジニアが出入りしていたという状況で、当該派遣従業員が、自身のスマートフォンに情報を入れたという経過のようです。



この経過から問題点は、派遣従業員という会社との関係性が希薄な人間が営業秘密に触れる機会があるということだと思えます。

営業秘密の管理方法は各企業の規模や情報の重要性に応じて種々の対応が考えられますが、ポイントは、①情報にアクセスできる人間を限る、②情報の持ち出しができないように置き場所を決めておく(クラウド上の場合はパスワード)、③複製する場合は許可制をとるなどです。

顧客情報に限らず、営業秘密は、企業にとって非常に重要なもので、経営を左右する情報です。先ほども述べたとおり、情報は伝播性があり、一度外部に漏れると收拾が付きません。未然に予防するためには、就業規則の改正を行い、秘密の管理について明確に規定することや就業規則と別途秘密管理規定を設ける、秘密を取り扱う従業員と個別に秘密管理に関する誓約書を取り交わすなどの対策が考えられます。

いかにして企業の大切な情報を管理し、守っていくか、今回の事件をきっかけに考えてみていただきたいと思います。

●国家戦略特区の計画案の具体化進む 雇用特区の状況

この春福岡市がグローバル創業、雇用創出の特区として正式に指定されたのは皆様もご存知かと思えます。

その雇用特区の具体的な計画を策定するために、政府や福岡市長をはじめとした有識者による会議が行われ、徐々に雇用特区である福岡市が取り組む活動の内容が明らかになってきました。

1 政策目標と具体的な数値

福岡市のビジョンは、「**世界一チャレンジしやすく、新たな価値を生み続ける都市**」です。そのための数値目標は平成30年度の開業率を**13%**、年間新規雇用者数は**20万人**としています。なお、平成24年度の開業率は6.2%、新規雇用者数は14万7900人です。

当該ビジョンのために、大きく3つほど目指すべき姿が定められています。

2 3つの目指すべき姿

①**創業や第二創業、再チャレンジが実現しやすい、エコシステムをもつ都市**

②**グローバル市場と容易にアクセスできる自由都市**

③**グローバルビジネスを進めるための都市機能が整っている都市**

これに応じて具体的な政策が規定されています。以下では、①の政策について述べたいと思いますが、②については、MICE誘致のために道路の使用などを容易にできるような規制改革、③については、在留資格の見直しなどを政策課題として挙げています。

3 雇用に関する政策

先ほどの①の目指すべき姿を実現するために雇用をはじめとする各種制度を整備することで計画が進められています。

すなわち、福岡市には、新規事業を立ち上げるに当たっての雇用問題の不安やトラブルを解消する目的で**雇用労働相談センター**が新設されます。福岡市の話では、できるだけ早い時期に設置したいとのことで、実現は間もなくというところでした。



それとともに、**スタートアップカフェ**というものが誕生します。これは、カフェを利用して、起業したばかりもしくはこれから起業を考えている人が気軽に集まって情報を共有したり、起業に当たっての手続面等の相談を行ったりする施設です。

この施設についても早急に立ち上げるということで、今年の秋をめどに設置に向けて入札等が進んでいます。

このように、雇用特区としてとりわけ新規ビジネスを促進していくための施策、規制緩和が進んでおり、今後さらなる政策が出てくる予定です。

起業したばかりの企業の皆さんはもちろん、そうでない企業の方も、福岡のビジネスや雇用情勢は今後急速に変化していく可能性が大いにありますので、動向に注意していただきたいと思います。

●事務所便り～8月セミナー情報 事業承継セミナー開催

今月はセクハラ・パワハラセミナー等を開催させていただきましたが、8月は**事業承継**についてのセミナーを開催いたします。

日時 平成26年8月25日(月)

14:30～18:00

会場 当事務所セミナールーム

参加費 3000円

顧問先企業様は**無料**

定員 24名

(お早めにお申し込みください)

事業を次の世代へ引き継ぎたい、他者へ譲渡したい場合、**適切に対応しなければ、紛争が生じたり、業績が悪化するなどの問題が生じる**こととなります。当事務所の代表弁護士である宮崎がトラブルを回避するための方

方につきご説明いたします。ふるってご参加ください。また、当事務所では主に顧問先の方々に出張セミナーなども対応させていただいておりますので、是非ご相談ください。

●夏の便り～博多祇園山笠

先日、博多の夏の風物詩である山笠が追い山を迎え、フィナーレを飾りました。事務所のそばの博多駅前でも飾り山が飾られていました。



今年は大河ドラマも行われている黒田官兵衛が表題で、見送り側はサザエさんでした。博多の街を「おいさ」と駆け巡る山笠は私も毎年楽しみにしており、今年も集団山見せを見に行きました。スピード感があって本当に圧倒されます。

福岡も梅雨明けし、夏本番です。暑い日が続きますが、お体ご自愛ください。

今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで

西村 裕一

電話番号: 092-409-1068

e-mail: info@daylight-law.jp